

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱

平成26年12月19日

伊予市告示第121号

(趣旨)

第1条 この要綱は、伊予市制10周年記念事業（以下「記念事業」という。）を市内全域で盛り上げるため、各種団体や市民団体、企業等が主体的に提案し、新規に自らが実施する事業に対して、予算の範囲内で伊予市制10周年記念市民協働事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

(補助金対象団体)

第2条 補助金の交付対象となる団体（以下「補助金対象団体」という。）は、次の各号のいずれかに該当する団体とする。

- (1) 市内で活動する団体であること。
- (2) 構成員の相当数が、市内に在住する者で組織する団体であること。
- (3) 伊予市内で活動実績のある企業及び特定非営利活動法人であること。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 新規事業であること。
- (2) 補助金対象団体自らが事業を実施すること。
- (3) 市内で開催する事業であること。
- (4) 記念事業として実施する事業であること。
- (5) 平成27年5月1日から平成28年2月29日までの間で実施できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象としない。

- (1) 公序良俗に反する事業
- (2) 政治的、宗教的、思想的活動等を目的とする事業
- (3) 営利又は売名を目的とする事業（市の振興に寄与すると認められる事業を除く。）
- (4) 暴力団若しくは暴力団員又はこれらと密接な関係を有する者が関与している事業
- (5) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める事業

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、

補助対象事業を実施するための必要な経費のうち、別表のとおりとする。

(補助金の額)

第5条 市長は、市の予算の範囲内において、補助金を交付する。

2 補助金の額は、1事業当たり補助対象経費の10分の8以内の額とする。
ただし、40万円を上限とする。

(事業計画書の提出及び選考)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、市長が指定する日までに、伊予市制10周年記念市民協働事業計画書（様式第1号）を提出し、市長の事前審査を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による事前審査で適当と認めるときは、必要な条件を付し、伊予市制10周年記念市民協働事業計画承認通知書（様式第2号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の交付申請)

第7条 前条第2項の規定により承認通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、市長が別に定める期日までに、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付申請書（様式第3号）を市長に提出しなければならない。ただし、前条第2項の規定により承認通知を受けた事業計画書又は収支予算書に変更があったときは、当該変更のあった関係書類を添付しなければならない。

(補助金の交付決定)

第8条 市長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、必要な条件を付し、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、補助事業者に通知するものとする。

(冠の使用)

第9条 補助事業者は、前条の規定により交付決定通知を受けた補助対象事業（以下「補助事業」という。）の実施に当たり、伊予市制10周年記念市民協働事業計画書で定める冠を使用しなければならない。

2 補助事業者は、前項の規定に基づき冠を使用するときは、伊予市制10周年記念市民協働事業の冠使用に関する事務取扱要綱（平成26年伊予市告示第120号）に基づく使用の申請を省略できるものとする。

(補助事業の変更及び中止)

第10条 補助事業者は、補助事業について、当該内容を変更し、又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ伊予市制10周年記念市民協働事業変更（中止）承認申請書（様式第5号）を市長に提出し、その承認を受けな

ればならない。この場合において、補助事業者は、補助金の額を増額する内容の変更を申請することはできない。

- 2 市長は、前項の承認申請書の提出があったときは、変更内容等について適否を判断し、適当と認めるときは、伊予市制10周年記念市民協働事業変更（中止）承認通知書（様式第6号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の実績報告）

第11条 補助事業者は、補助事業の完了した日の翌日から起算して7日以内又は当該補助事業年度の2月末日のいずれか早い日までに、伊予市制10周年記念市民協働事業実績報告書（様式第7号）を市長に提出しなければならない。

（補助金額の確定）

第12条 市長は、前条に規定する実績報告書を受理した場合は、補助金の額を確定し、その旨を伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付決定額確定通知書（様式第8号。以下「補助金交付決定額確定通知書」という。）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第13条 前条の規定により、補助金交付決定額確定通知書を受けた補助事業者は、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金精算払請求書（様式第9号。以下「精算払請求書」という。）を市長に提出するものとする。

（補助金の交付）

第14条 市長は、前条の規定による精算払請求書を受理した場合は、補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第15条 市長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めるときは、補助金の一部又は全部を概算払することができる。

- 2 補助事業者は、概算払の交付を受けようとするときは、第8条の規定による補助金交付決定通知書の交付を受けた後、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金概算払請求書（様式10号）を市長に提出するものとする。

- 3 前項の規定による補助金概算払を受けた補助事業者は、第11条に規定する書類を提出してから10日以内に、補助金の精算をしなければならない。

（交付決定の取消し）

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 実施する補助事業の内容が、第3条第2項各号の事業のいずれかに該当

することが判明したとき。

- (2) 計画内容を大きく逸脱して補助事業を実施したとき。
- (3) 補助金を交付の目的以外のものに使用したとき。
- (4) 補助事業を中止し、又は廃止したとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、不正な行為があったとき。

(関係書類の整理等)

第17条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を整理し、当該帳簿及び証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間、保管しなければならない。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成26年12月19日から施行する。
(この告示の失効)
- 2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この告示に基づき交付決定された補助金については、当該補助金に係る一切の事務が終了するまでの間、その効力を有する。

別表（第4条関係）

区 分	補助対象経費
報償費	講師、イベント出演団体謝礼等
旅費	事業実施に係る費用及び講師等への費用弁償等
需用費	消耗品、印刷製本費、光熱水費、図書購入費及び燃料費等
役務費	通信費、郵送料、損害保険料及び広告料等
委託料	会場設営委託料、警備委託料等
使用料及び賃借料	会場使用料及び賃貸、リース又はレンタルに係る費用
原材料費	当該事業に関連した諸材料費
その他の経費	市長が特に必要と認める経費

備考 次の経費は補助対象としない。

- 1 関係者による反省会、慰労会等の飲食費
- 2 申請団体の日常的な運営経費
- 3 建物、備品等に要する経費（補助対象事業に係る会場使用料を除く。）
- 4 その他市長が適当でないと認める経費

様式第1号（第6条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業計画書

年 月 日

伊予市長 様

（申請団体）所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

伊予市制10周年記念市民協働事業を実施したいので、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第6条第1項の規定により、下記のとおり提出します。

記

事業名	
-----	--

添付書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 団体の概要（別紙3）
- 4 その他市長が必要と認める書類（団体の定款、規約又は会則の写しなど）

別紙 1

事業計画書

事業名	
事業の目的	
事業実施場所	
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
参加対象者	
予定参加者数	
事業の効果	
事業の内容	

別紙2

収支予算書

収入の部

(単位:円)

費目	予算額	摘要
市補助金		
自己資金		
参加費等		
寄附金		
その他		
合計		

支出の部

(単位:円)

費目	予算額	摘要
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
その他の経費		
合計		

※「摘要」欄には具体的な内容を記入してください。

団体概要書

団体名			
(ふりがな) 代表者 職・氏名			
所在地	〒		
連絡先（電話番号）		F A X	
メールアドレス		U R L	
担当者名		担当者連絡先 (電話番号)	
設立年月日		構成員数	人
設立目的			
主な活動場所			
これまでの 主な活動実績			

※団体の定款、規約、会則、団体名簿（構成員又は役員）等、団体の概要が分かる書類を添付してください。

※事業報告書、収支計算書等、団体の活動状況が分かる書類があれば添付してください。

様式第2号（第6条関係）

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市制10周年記念市民協働事業計画承認通知書

年 月 日付けで申請のあった伊予市制10周年記念市民協働事業について、審査の結果、適当と認められるため、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第6条第2項の規定により、下記の事業を承認したことを通知します。

記

事業名	
団体名	
補助対象経費	円
補助金額	円

※承認された補助金額は今後、いかなる事由があっても増額することはできません。

様式第3号（第7条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付申請書

年 月 日

伊予市長 様

（申請団体）所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

標記補助金に係る事業を実施したいので、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり申請します。

記

事業名						
補助額						
事業に要する 経費	予算総額	財源内訳				
		市補助金	自己資金	参加費等	寄附金	その他
	円	円	円	円	円	円

様式第4号（第8条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付決定通知書

伊予市指令第 号

所在地

団体名

代表者氏名

年 月 日付けで申請のあった伊予市制10周年記念市民協働事業については、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第8条の規定により、下記の条件を付して補助金を交付する。

年 月 日

伊予市長 印

記

- 1 補助金の対象となる事業は、年 月 日付けで申請のあった伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付申請書に記載された事業とし、その経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、今後の補助金の増額は一切認めない。

事業名

補助対象経費 円

補助金額 円

- 2 補助事業者は、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱の規定に従わなければならない。
- 3 補助事業者は、補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難になった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。
- 4 この補助金に係る要綱及びこれらに基づく市長の命令並びに補助金の交付決定の内容又はこれに付した条件等に違反したときは、当該補助金の額の決定後においても交付決定の全部又は一部を取り消し、補助金の全部又は一部に相当する額を市に返還させるものとする。
- 5 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及びその証拠書類を補助金に係る会計年度終了後5年間、保管しなければならない。

様式第5号（第10条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業変更（中止）承認申請書

年 月 日

伊予市長 様

（申請団体）所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定のあった伊予市制10周年記念市民協働事業の内容を次のとおり変更（中止）したいので、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第10条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業名		
変更の理由	事業内容の変更	
	金額の内容	
	その他の変更	
中止の理由		

※「変更の理由」又は「中止の理由」欄に簡潔に記入してください。

添付書類

- 1 変更事業計画書（別紙1）
- 2 変更収支予算書（別紙2）

変更事業計画書

事業名	
事業の目的	
事業実施場所	
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
参加対象者	
予定参加者数	
事業の効果	
事業の内容	

※「事業の内容」欄は具体的に記入してください。

変更収支予算書

収入の部

(単位:円)

費目	当初予算額	変更予算額	摘要
市補助金			
自己資金			
参加費等			
寄附金			
その他			
合計			

支出の部

(単位:円)

費目	当初予算額	変更予算額	摘要
報償費			
旅費			
需用費			
役務費			
委託料			
使用料及び賃借料			
原材料費			
その他の経費			
合計			

※「摘要」欄には変更した内容を具体的に記入してください。

様式第6号（第10条関係）

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市制10周年記念市民協働事業変更（中止）承認通知書

年 月 日付けで変更（中止）承認申請のあった伊予市制10周年記念市民協働事業について、審査の結果、適当と認められるため、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第10条第2項の規定により、下記の事業の変更（中止）を承認したことを通知します。

記

事業名	
変更（中止） の理由	
変更の補助金額	

様式第7号（第11条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業実績報告書

年 月 日

伊予市長 様

（申請団体）所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

年 月 日付け伊予市指令第 号で交付決定のあった伊予市制10周年記念市民協働事業を完了したので、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業名						
補助金額						
事業に要した 経費	決算総額	財源内訳				
		市補助金	自己資金	参加費等	寄附金	その他
	円	円	円	円	円	円

添付書類

- 1 実施報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）
- 3 その他関係書類（領収書の写し、事業実施のチラシ等、記録写真）

実施報告書

事業名	
事業実施場所	
実施予定期間	年 月 日 ～ 年 月 日 (日間)
実施概要	
事業の効果	

※「実施概要」欄には参加人数等、具体的に記入してください。

別紙2

収支決算書

収入の部

(単位:円)

費目	決算額	摘要
市補助金		
自己資金		
参加費等		
寄付金		
その他		
合計		

支出の部

(単位:円)

費目	決算額	摘要
報償費		
旅費		
需用費		
役務費		
委託料		
使用料及び賃借料		
原材料費		
その他の経費		
合計		

※「摘要」欄に具体的な内容を記入してください。

様式第8号（第12条関係）

伊（ ）第 号
年 月 日

様

伊予市長 印

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付決定額確定通知書

年 月 日付けで報告のあった伊予市制10周年記念市民協働事業について、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第12条の規定により、下記のとおりその額を確定したので通知いたします。

なお、速やかに精算払請求書（様式第9号）を提出してください。

記

事業名	
補助対象金額	円
補助金交付決定額	円

様式第9号（第13条）

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金精算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

(申請団体) 所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

年 月 日付け伊予市指令第 号で補助金交付決定のあった伊予市制10周年記念市民協働事業について、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第13条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

事業名	
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

補助金の振込先口座

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通・当座・その他	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

様式第10号（第15条関係）

伊予市制10周年記念市民協働事業補助金概算払請求書

年 月 日

伊予市長 様

(申請団体) 所在地

団体名

代表者氏名

印

連絡先

年 月 日付け伊予市指令第 号で補助金交付決定のあった伊予市制10周年記念市民協働事業について、伊予市制10周年記念市民協働事業補助金交付要綱第15条の規定により、下記のとおり請求します。

記

¥ _____

事業名	
交付決定額	円
概算払受領済額	円
今回請求額	円
残 額	円

補助金の振込先口座

金融機関名		支店名	
口座の種類	普通・当座・その他	口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			